2026 年度　特別の課程（履修証明プログラム）

信州大学　GX ベーシックコース

募集要項

信州大学
SHINSHU UNIVERSITY

2026 年度 特別の課程（履修証明プログラム）
信州大学 GX ベーシックコース

1. 趣旨・目的

本コースは、企業や組織等において、環境・エネルギー問題やサステナビリティ活動の推進企画・実行を担い、既存事業の変革・新規事業の戦略立案など意識改革を先導するイノベーション人材を育成するコースです。

脱炭素化やカーボンニュートラル、資源大量消費など地球規模の問題をグローカルな視点から捉え、持続可能な地球環境・地域社会実現に向けた経済社会システム全体の変革への取り組み、すなわち GX（Green Transformation）ビジョンを構築するための知識の習得を目指します。

本コースは、信州（長野県）の自然資本を学びの素材としたカリキュラム構成としています。信州の地勢・地域資源を地財として地域の経済を支える産業界において、都市・まちづくり、防災・減災、エネルギー、観光、農業、ものづくり産業の各分野から、地域社会が抱える課題解決を多角的かつ本質的に捉え、企業、産業界全体で GX 推進を図っていくための知識習得を目標としています。

2. プログラム概要

(1) 履修証明プログラム

履修証明プログラムは、学校教育法の規定に基づき、社会人等を対象とした一連の学習プログラム（履修証明プログラム）を開設し、その修了者に対して学校教育法に基づく履修証明書を交付する制度です。

本コースは、GX 推進に必要な知識・実務能力等の習得を目指して、「信州大学における特別の課程の編成に関する規程」に基づいて編成された 67 時間の体系的な教育プログラム（特別の課程）です。

(2) カリキュラムについて

① オンデマンド講座（e-learning / 一部オンライン・対面）

基礎科目及び分野別基礎・応用科目（計 51 時間）

2026 年 12 月 1 日(火)～2027 年 6 月 30 日(水)

※履修期間外での受講はできませんので、余裕をもって受講してください。

※オンデマンド科目の中に「炭素会計アドバイザー資格講習」があります。こちらを受講すると、「炭素会計アドバイザー資格 3 級」の受験資格を得ることができます。

本講習に限り、別途各自 Web サイトより申込を行っていただきます。受講期間が別に定められていますのでご留意ください。詳細は受講者へご案内します。

② 実地実習・フィールドワーク（6 時間）

2027 年 3 月 13 日（土曜日・午後）__事前講義　　**於：信州大学 松本キャンパス**

2027 年 5 月 15 日（土曜日・午後）__視察・フィールドワーク

於：サントリー天然水北アルプス信濃の森工場（大町市）、大町市内

③ ディスカッション（計 10 時間）　　於：信州大学 松本キャンパス

2027 年 5 月 29 日、6 月 12 日、6 月 26 日の 3 回実施（いずれも土曜日・午後）

（3）修了要件

①②の履修状況により、総合的に評価します。

① 履修期間内に、定められた基礎科目及び分野別基礎・応用科目(計 51 時間)、実地実習・フィールドワーク及びディスカッション（計 16 時間）
総計 67 時間を履修すること。

② 課題を定められた期限までに提出すること。

【オンデマンド講座】　（科目については資料 1 参照）

基礎科目は各科目から 1 つ選択、分野別基礎・応用科目は 5 科目から 3 つ選択し、計 7 つの課題を提出。なお、炭素会計アドバイザー資格講習受講については、確認テストを受けること。

【実地実習・フィールドワーク、ディスカッション】

参加状況と最終発表の成果物による。

受講期間内に修了要件を満たした修了者には、信州大学長名の履修証明書を交付します。

3. 募集について

（1）履修期間

2026 年 12 月 1 日(火)～2027 年 6 月 30 日(水)

（2）対象（①～⑦のいずれかに該当する方）

① 一般企業・金融機関等のサステナビリティ推進、ESG 担当の方
② 脱炭素経営、サステナビリティ経営を経営戦略に掲げる企業の経営者の方・担当の方
③ 経営コンサルタント、会計士・税理士など士業の方、自治体、各種団体等の脱炭素・SDGs 担当の方
④ GX に関連する職業においてビジネスデザイン、アドバイス、コンサルティングや分析、IT ソリューションを提供する方

⑤ 温暖化対策、環境負荷低減等に貢献する技術・商品化、広報等の担当の方
⑥ カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミー等の分野に興味があり、環境価値の利用・創出による経済社会革新（GX）ビジョンを構築したい方
⑦ 大学卒業又は信州大学大学院学則第 18 条に掲げる方(資料 2 参照)

(3)定員

25 名

(4)受講料

70,000 円(消費税込み)

一度納入されました受講料の返金はいたしかねます。プログラムを途中で辞退された場合でも同様です。

※ 炭素会計アドバイザー資格講習は、上記とは別に講習費用 6,380 円（税込み）がかかります。

4. 出願手続き

(1) 出願期間

2026 年 11 月 16 日(月)～2027 年 1 月 31 日(日)

(定員に達し次第、締め切らせていただきます)

(2)出願書類

出願書類は、信州大学講座販売 EC サイト「SHIN-LEARN」*よりダウンロードし、必要事項を記載の上、提出してください。

・様式 1　受講志願票・履歴書
・様式 2　受講希望理由書
・様式 3　受講資格審査申請書

大学を卒業した方以外の方は、受講資格審査申請書を提出の上、受講資格審査を受け、受講資格を認められた場合に限り受講することができます。現在までの学習歴、活動歴、実務経験等(以下「学習歴等」)について、自由形式で具体的に記述したものを提出してください。なお、学習歴については次の①～④までのような事項が考えられます。

①短期大学、高等専門学校等における学習歴
②研究機関、教育機関、企業等における実務経験等
③海外における国際的団体等での活躍経験及びそれを通じて一定の語学力を有している等
④上記の他、本プログラムに関連した実務経験等

*SHIN-LEARN　URL：https://www.shin-learn.shinshu-u.ac.jp/

（3）出願書類提出方法

・信州大学講座販売 EC サイト「SHIN-LEARN」よりお申込みください。
お申込みマニュアルは 下記をご覧ください。
https://www.shinshu-u.ac.jp/education/recurrent/info/assets/d29f52506ec433ed14b4114b3787a519.pdf
・郵送での受付は原則行っておりません。
・セキュリティ上、サイトにアクセスができない等の特別な事情がある場合は、
下記事務局までご相談ください。

〈お問い合わせ〉
信州大学リカレント学習プログラム推進本部事務局
e-mail：s_reskilling@shinshu-u.ac.jp
TEL：0263－37－2428

※出願にあたっての留意事項

・虚偽の記載があった場合は、受講許可を取り消すことがあります。
・受理した出願書類は、本コースに関わる目的以外には使用いたしません。
・出願書類の返却はいたしません。

5. 選考について

（1）選考方法

履修者の選考は、提出された書類をもとに行います。これまでの自分のキャリア、本プログラムを通して学びたいこと、およびプログラム修了後にどのように活かせるかなどが分かるよう記載してください。

（2）合格発表

出願書類受理後 3 週間を目途に、志願者本人に選考結果を電子メールにてお知らせいたします。合否についての電話による問い合わせには応じられません。

6. 受講手続き

合格者には、「SHIN-LEARN」より、受講料お支払い依頼のメールが送信されます。ご都合の良い方法でお支払いください。受講料をお振り込み後、「SHIN-LEARN」の「受講中一覧」より、受講可能となります。なお、クレジットカード以外のお支払い方法を選択された場合は、決済代行会社側で受講料の振込が確認でき次第、受講開始となります。

7. その他

(1) 注意事項

・本学が提供する情報、画像、音声等を、権利者の許可なく複製、転載、転用、販売などの二次利用することを固く禁じます。

(2) パソコンについて

・オンデマンド講座視聴に必要なパソコンの貸し出しは行っておりませんので、各自で準備をお願いします。

・学習には以下の環境でのご利用を推奨いたします。

≪オンデマンド講座視聴推奨環境≫

	Windows	Mac
OS	Windows 最新版	Mac OS 最新版から 2バージョン前まで
ブラウザ	Google Chrome 最新版 Microsoft Edge 最新版	Safari 最新版 Google Chrome 最新版

(3) 特定一般教育訓練給付金の利用について

本コースは厚生労働大臣より「特定一般教育訓練指定講座」の認定を受けています。

ご利用希望の方は、事前にハローワークにてキャリアコンサルティングを受けていただく等、受給のためのご準備が必要となります。

制度に関する詳細は、厚生労働省ウェブサイト等でご確認ください。

厚生労働省ウェブサイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

特定一般教育訓練給付金リーフレット

https://www.shinshu-u.ac.jp/education/recurrent/info/docs/001529624.pdf

＊制度利用の詳細については、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

8. お問い合わせ先

国立大学法人　信州大学　教育・学生支援機構リカレント学習プログラム推進本部

〒390－8621　長野県松本市旭３丁目１番１号

TEL：0263－37－2428

e-mail：s_reskilling@shinshu-u.ac.jp

資料１　　2026 年度　特別の課程（履修証明プログラム）

信州大学　GX ベーシックコース

科目構成

科目			講義タイトル	課 題	
基礎科目	ガイダンス・基礎編		GXの社会的背景	4 つの講義から 1 つ選択し提出	必須
			第六次環境基本計画の概要		
			長野県における気候変動とその影響		
			気候変動と分散型社会		
基礎理論 ・概論	科目１	脱炭素・カーボンニュートラル 社会の実現	地域の環境サステナビリティ	5 つの講義から 1 つ選択し提出	必須
			環境サステナビリティとプラネタリー・バウンダリー		
			気候変動とカーボンニュートラル　気候変動課題への取り組み －緩和と適応		
			生態系サービスとネイチャーポジティブ		
			サーキュラーエコノミー（循環経済）とは		
	科目２	サステナビリティ経営/ESG金融	サステナビリティ経営概論	5 つの講義から 1 つ選択し提出	必須
			サステナビリティ経営のケーススタディ		
			サステナビリティ経営とコレクティブ・イノベーション		
			ESG金融と資金調達		
			サステナビリティ評価と情報開示		
	科目３	評価手法/サプライチェーン ・バリューチェーン	ライフサイクルアセスメント（LCA）－ サプライチェーンにおけるサステナビリティ	2 つの講義から 1 つ選択し提出	必須
			サプライチェーン・マネジメントとバリューチェーン分析		
			炭素会計アドバイザー資格講習（オンライン講習受講）	確認テスト	必須
分野別 基礎・応用	分野別科目１	まちづくり	コンパクトシティ	2つの講義から 1 つ選択	選択 分野別科目 5科目のうち 3科目を選択 その科目内の 講義から１つ 選択し提出
			エコロジカル・ランドスケープ		
	分野別科目２	防災・減災 社会インフラ×エネルギー	防災・減災対策とグリーンインフラ	3 つの講義から 1 つ選択	
			カーボンニュートラル達成に向けた省エネ建築とエネルギー利用		
			再生可能エネルギー開発の適地選定と地域共生 － 電力系統・防災・土地利用・ゾーニングの実務		
	分野別科目３	観光産業 レジャー関連産業	これからの社会と持続可能な観光	3 つの講義から 1 つ選択	
			地域の実例から学ぶ　－ 松本市乗鞍高原におけるサステナブルツーリズム －		
			地域×サステナビリティ　－ スポーツクラブが地域の未来に与える影響とは		
	分野別科目４	農業	農業の現状と課題　～ 農業GXとの関連で ～	2 つの講義から 1 つ選択	
			持続可能な農業を実現するスマート農業の社会実装		
	分野別科目５	製造業・ものづくり産業	イノベーションとビジネス・システム	3 つの講義から 1 つ選択	
			日本発のサーキュラーエコノミー（循環経済）型ものづくり産業の構築		
			我が国のGX推進の考え方		
実地実習・フィールドワーク ディスカッション		フィールドワーク	事前講義「社会の持続性に関わる水循環」 フィールドワーク サントリー天然水 北アルプス信濃の森工場 「環境配慮型工場の取り組み」 大町市「水を活かしたまちづくり」	実習への参加 最終成果物の提出	
		ディスカッション①	個人ワーク・ディスカッション		
		ディスカッション②	個人ワーク・ディスカッション		
		ディスカッション③	プレゼンテーション、フィードバック		

資料2 信州大学大学院学則第 18 条

(入学資格)

第 18 条　修士課程及び専門職学位課程の入学資格者は，次の各号の一に該当する者とする。

(1)　大学を卒業した者

(2)　学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者

(3)　外国において，学校教育における 16 年の課程を修了した者

(4)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

(5)　我が国において，外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(5)の 2　外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において，修業年限が 3 年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者

(6)　専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7)　文部科学大臣の指定した者(昭和 28 年文部省告示第 5 号)

(8)　学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって，当該者をその後に入学させる本大学院において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9)　本大学院において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，22 歳に達したもの

(10)　大学に 3 年以上在学した者であって，本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

(11)　外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者であって，本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

(12)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者であって，本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

(13)　我が国において，外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって，本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの